㈡　第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの			
㈢　第四十九条の六に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの			
㈣　第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの			
次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの	四八		
㈠　第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの			
㈡　第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの	五八		
㈢　第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの			
㈣　第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの			
次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの	八七		
㈠　第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの			
㈡　第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの	四七		
㈢　第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの			
㈣　第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの			

第十四条の表中十八の項を十九の項とし、十四の項から十七の項までを十五の項から十八の項までとし、同表十三の項送信設備の欄㈢中「その中継を行う無線局」の下に「（時分割複信方式を用いるものに限る。）」を加え、同項を同表十四の項とし、同表中十二の項を十三の項とし、十一の項の次に次のように加える。

十二　時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の送信設備			
次に掲げる送信設備	八七		
㈠　基地局の送信設備			
㈡　時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の通信を行う無線局が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの	四七		
次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が一〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え二一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの	一九六		
㈠　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備	六七		
㈡　時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの			
次に掲げる送信設備であつて、空中線電力が一〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの	八七		
㈠　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備	四七		
㈡　時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの			
次に掲げる送信設備であつて、空中線電力が二一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの	四八		
㈠　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備	五八		
㈡　時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの			

第二十四条中第二十四項を第二十五項とし、第二十三項を第二十四項とし、第二十二項を第二十三項とし、同条第二十一項の表周波数帯の項中「発射する」を「発する」に改め、同表二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満の項下欄一ウ⑴中「第十三項」を「第十四項」に改め、同欄二ウ⑴中「第十九項」を「前項」に改め、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条中第二十項を第二十一項とし、第十九項を第二十項とし、第十八項を第十九項とし、同条第十七項第一号の表一、六〇〇MHz未満の項中「第二号の表」を「次号の表」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条中第十六項を第十七項とし、第八項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「（時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項第一号の表中「（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の項を削り、同項第二号の表中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同表陸上移動局（携